



長野県報

4月5日(月)
平成16年
(2004年)
第1547号

目次

告示

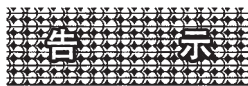
土地収用法に基づく事業の認定(企画課)	1
長野県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域の指定(環境自然保護課)	2
長野県自然環境保全条例に基づき決定した入笠湿原県自然環境保全地域に関する保全計画の概要(環境自然保護課)	2
長野県自然環境保全条例に基づく入笠湿原県自然環境保全地域の区域内の特別区の指定(環境自然保護課)	3
長野県自然環境保全条例に基づく入笠湿原県自然環境保全地域の特別地区内の野生動植物保護地区の指定(環境自然保護課)	3
長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部改正(選挙管理委員会)	4

公告

一般競争入札(危機管理・消防防災課)	4
長野県土地利用基本計画の変更(企画課)	5
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	5
一般競争入札(廃棄物対策課)	5
県営土地改良事業の工事の完了(3件)(土地改良課)	6
県営住宅の入居者の募集(住宅課)	6
一般競争入札(交通政策課)	8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱(少年課)	8

正誤

正誤(医務課)	12
---------------	----



長野県告示第262号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

山形村

2 事業の種類

西山なろう原公園整備事業及びこれに伴う村道の付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

東筑摩郡山形村字名篋、字橋爪及び字那路う地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

西山なろう原公園整備事業(以下「本体事業」という。)は、

法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園及び墓地に関する事業に該当し、本体事業に伴う村道の付替工事(以下「関連工事」という。)は、法第3条第1号に掲げる道路法(昭和27年法律第180号)による道路に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本体事業及び関連工事の起業者である山形村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本体事業及び関連工事を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本体事業の施行により得られる利益等

(7) 対応すべき課題

山形村は、松本市のベッドタウンとして転入者が多く、住民基本台帳によると、昭和40年10月1日現在では、人口が5,227人、世帯数が1,124戸であったのに対し、平成15年10月1日現在では、人口が8,381人、世帯数が2,413戸と、人口及び世帯数が大きく増加しているところである。こうした人口の増加及びこれに伴う住民意識の多様化等により、現在、次に掲げる状況への適切な対応が課題となっている。

a 転入者が高齢になるにつれて、これらの者から墓地整

備の要望があること。

- b 地域の自治組織に未加入の世帯が増加するなどにより、住民同士のふれあいが少なくなりつつあり、地域の活力低下が懸念されていること。
- c 住民の健康に対する意識が向上しており、山形村では、これまでゲートボール場などを各地区に整備してきたが、住民から、他のスポーツの施設整備の要望があること。
- d 子どもが、自然に触れ合いながら遊ぶ機会や場所が減少していること。

(4) 本体事業の施行により得られる利益

今回、山形村は、(7)に掲げる課題へ対応するために本体事業を施行しようとするものであり、これにより、次に掲げるような利益を得ることができるものと考えられる。

- a 墓地を整備することにより、住民に対し安定的に墓地の供給が可能となること。
- b 公園の利用を通じ、地区及び世代を越えて、住民の相互交流が活発となることが期待できること。
- c 冒険ひろば及び溪流ひろばを整備することにより、子どもが自然に触れ合いながら遊ぶことのできる場を提供できること。
- d マレットゴルフコース及び遊歩道を整備することにより、住民の健康づくりの場を提供できること。

イ 本体事業の施行による影響

本体事業のうち墓地を整備する事業については、山形村墓地等の経営の許可等に関する条例(平成12年山形村条例第10号)に規定する設置場所の基準を満たしており、生活環境への影響は少ないと考えられる。また、起業地内には、貴重な動植物種の存在は確認されておらず、自然環境に対する影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本体事業の施行により得られる利益とイで述べた本体事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本体事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

また、関連工事は、本体事業の施行により遮断される村道の機能を維持するものであり、本体事業の公益性を発揮するために欠くことができないものであることから、本体事業と一体としてみれば、事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越するものと認められる。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本体事業を早期に施行する必要性

山形村が平成15年2月に行った墓地に関するアンケート調査の結果によれば、91世帯が3年以内に墓地取得を希望しているところである。また、本体事業は、第4次山形村総合計画に基づいて計画的に実施される事業であることから、本体事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本体事業及び関連工事に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本体事業及び関連工事に用いられるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本体事業及び関連工事は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

山形村役場

企 画 課

長野県告示第263号

長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第7条第1項の規定により、次の区域を県自然環境保全地域として指定します。

平成16年4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 県自然環境保全地域の名称
入笠湿原県自然環境保全地域
- 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域
諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部で、別図に示す区域(面積1.93ヘクタール)
(別図は省略し、長野県生活環境部環境自然保護課、長野県諏訪地方事務所及び諏訪郡富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

環境自然保護課

長野県告示第264号

長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第8条第1項の規定により決定した入笠湿原県自然環境保全地域に関する保全計画の概要は、次のとおりです。

平成16年4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 保全に関する基本的な事項

入笠湿原は、入笠山北部の標高1,730メートルから1,740メートルまでに位置し、ミズゴケ類の生育する湿原としては長野県の南限域に当たり、学術的に貴重性の高い高層湿原であるとともに、絶滅のおそれのある野生植物であるホソバアカバナが生育するなど、特有の植物がみられる。

このような優れた自然環境を保全するため、区域全域を特別地区に指定し、長野県自然環境保全条例第10条第3項各号に掲げる行為を規制するとともに、野生動植物の保護を図るため、同区域全域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第11条第3項の規定により、野生動植物の捕獲及び採取について規制する。

また、入笠湿原では、地域住民による湿原の保全活動が行われていることから、湿原の保全を目的とした支障木の伐採等の一定の人為

的行為を認めることとする。

なお、乾燥等により裸地化の進んでいる部分については、将来的に湿原植生の回復が図られるよう、必要な保全対策を講ずるものとする。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土地所有別面積
入笠湿原特別地区	諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部	1.93ha	公有地 1.93ha

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名 称	保護すべき野生動植物の種類	位 置 及 び 区 域	面 積	土地所有別面積
入笠湿原野生動植物保護地区	ミズゴケ類（ウロコミズゴケ、シタミズゴケ、ヒメミズゴケ、オオミズゴケ、ワラミズゴケ及びチャミズゴケ） ホソバアカバナ	諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部	1.93ha	公有地 1.93ha

(2) 長野県自然環境保全条例第10条第3項ただし書の規定による許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

特別地区の名称	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
入笠湿原特別地区	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変えるなどの自然環境に著しい変化を招く恐れが少ない場合には、単木択伐（択伐率は現在蓄積の10%以内とする。）を行うことができる。 なお、保全事業の実施に係る支障木の伐採等については、適用除外とする。	1.93ha	公有地 1.93ha

(3) 保全のための施設に関する事項

当該保全地域の区域及び入笠湿原の保全を目的とした解説等を表示した標識を設置する。

環境自然保護課

長野県告示第265号

長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第1項の規定により、入笠湿原県自然環境保全地域の区域内に次のとおり特別地区を指定します。

平成16年 4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 特別地区の名称
入笠湿原特別地区
- 特別地区に含まれる土地の区域
諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部で、別図に示す区域（面積1.93ヘクタール）
（別図は省略し、長野県生活環境部環境自然保護課、長野県諏訪地方事務所及び諏訪郡富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

環境自然保護課

長野県告示第266号

長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第11条第1項の規定により、入笠湿原県自然環境保全地域の特別地区内に次のとおり野生動植物保護地区を指定します。

平成16年 4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 野生動植物保護地区の名称
入笠湿原野生動植物保護地区
- 野生動植物保護地区に含まれる土地の区域
諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部で、別図に示す区域（面積1.93ヘクタール）
（別図は省略し、長野県生活環境部環境自然保護課、長野県諏訪地方事務所及び諏訪郡富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

環境自然保護課

選告示第7号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成16年4月5日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら	佐久市大字塚原寺脇1894-1」を
「医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら	佐久市大字塚原寺脇1894-1
介護老人保健施設 愛の郷	佐久市大字長土呂860-2」に、
「介護老人保健施設 ハーモニー	松本市大字島内字広田4064-2」を
「介護老人保健施設 ハーモニー	松本市大字島内字広田4064-2
介護老人保健施設 つかまの里	松本市筑摩3-15-31」に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成16年度長野県防災行政無線・防災情報システム等保守点検業務

(2) 業務箇所名

長野県庁ほか207箇所

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期限

平成17年3月10日

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電波法に定める第1種又は第2種認定点検事業者の認定を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026(235)7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年4月15日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県危機管理室 危機管理・消防防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月16日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎災害対策本部室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

危機管理・消防防災課